

鳳凰堂雲中供養佛の研究 上

田 中 喜 作

事は三十年を溯る。去る明治の末年に近く、宇治平等院の大修理が行はれた際、まだ自分は一向に敬虔な年少子弟として、漸く其の堂舍修理の多半が了つた頃の一日、此の堂内に歩を運んだことがあつた。京洛に生ひ立つたものとして、古く藤朝中葉の昔から『宇治の佳名古今同じ』本朝無題詩と稱された、山水秀麗の洛南の一勝地は、誰人にも親しいもので、自分も亦此の鳳凰堂に幾度か童心の頃から訪れて、金色の彌陀の寂靜な巨像のもとに立つたことが多かつた。

それだけ堂内の華麗に物寂びた莊嚴の様をも暗んじて居たが、此の日自分は或は翼樓の高い床上にそこはかと歩を移したり、また修理のために雜然と列べられた雲中供養の群像、堂内長押上に懸け並べられた懸佛を點検したりして、さもなくな優麗な姿相に敬虔な心を満たしたことがあつたが、當時是等の群像が自分に教へたものは、世にも珍らかな藤代藝術の遺品であるに過ぎなかつた。爾來自分は尙幾度か此處に訪れて、曩日の記憶を追ふた事をも想起するが、京都博物館に於ける大典記念展覽會に、此の中の五體が出陳さるゝに際して、自分はまた再び新な、寧ろ乾き切つた學究的な目に、近々とはれ等の彫像を點検するを得た。當時、有體に云ふと、自分の腦裏には圖らずも一抹の疑雲が去來するを覺えた。其れは餘りにも優麗な、寧ろ纖細な刻線の交錯より成つた是等の遺品、異様な別個の要素の混錯した彫像が、如何なる傍證、たとへば長秋記の鳥羽勝光明院創建に關する記録があるとしても、果して本堂天喜供養の當時に、等しく造顯されたかの疑惑であつた。それが一昨昭和八年の秋、當時の僚

友脇本十九郎君が其の群像中の一二を調査するに會して、自分も亦行を共にするを得たが、最初先づ南十二號の供養菩薩の一體を取り下して、扁平な半浮彫的な僧形像を手にした時、少くとも尺に近い此の彫像が、殆んど手にするかをすら疑はるゝばかり軽く、試に指頭を以て是れを打つに、風蝕雨打の多年に枯れ切つた上質の木彫像は、微に澄んだ音を立てた。其の時自分は是れに耳を聾てゝ、此の彫成技法が内削法の最も精妙に發達し切つた結果であることを知つた。無論此の内削法の精粗大小が、必ずしも個々の遺品に就いて、時の推移を明瞭に示すもので無いことを知ると共に、あの巨大な丈六の本尊それ自體が、既に業に精巧な内削技法に成るものである事を知る。其の上本堂の落慶供養が時早しと雖も、要するに藤原中期も末に下つた天喜に過ぎないことをも知るが、それにしても尙此の精巧な内削技法に注意されざるを得なかつた。次でまた南第二十號の一體を取り下した際に、自分は其の作柄の前者に比して相當に距離のあることをも知つた。無論此の二軀像を仔細に點検すると、其の作柄と細部の刻出法とに相違はありながら、要するに何れも弘く藤朝期の遺品と認むべきもので、此の兩者に異代の様式を明かに發見することを得なかつたが、然し少くとも此の二軀の上にも、既に技法を異にした二人者の作品を考定せざるを得なかつたのである。

素より本堂内多數の懸佛が、同一作者の手に依つて彫成されたものであらうと考へ得ないことは云ふまでも無く、隨つて是等の二體の作柄の相違も左右無

く首肯し得るが、然し其の他五十體の多數の中には、果して幾千の技法的等差を發見するであらうかと云ふ點に自分の興味は集中した。疑念は常に發展せざるを得ない。それは單に同代異人の作に就いてのみでは無かつた。爾來自分の脳裏には是等のうち、或は異代の作品の幾體かをも發見するのでないかを疑ふと共に、ともすれば果して天喜の作かの前述の疑雲の、漸く濃度を深める結果ともなつた。

元來是等の一群の作品、即ち一佛堂の四壁に高く懸け並べて、宛ら來迎圖の立體的表現を企圖したかにも思はるゝ作品は、文獻の上にこそ多少の徵證はある、方今不幸にして他に全く其の類品を遺存しない事と、此の堂舍が珍しくも創建以來のまゝに、儼として其の偉容を留めて居ることから、在來、是等の群像亦天喜供養當時の遺品として、漠然と考へられて居たと思はれる。曾て福井利吉郎教授は藝文第二年第七號に『鳳凰堂飛天群像史論』一篇を寄せて、此の飛天群像の史的意義を闡明するに努められたことがあつたが、當時遂に其の様式論の續稿を見るに至らず、個々の作品に對する年代推定を見なかつた。隨つて若し今日此の多數を一々に調査して、其處に幾體かの異代の作品を發見し得るとすれば、言ひ換ふれば、若し天喜供養當時の遺品が、現在以下の數に下るなら、是等の群像の企畫が果して何であつたかをも、當然更に検討を加ふべき問題である筈である。

疑問は多岐に亘る。たとへば是等の群像の數が經に云ふ五十三佛に近いが爲めに、曾て一たび夫れに擬する寺傳が在つたことは我人周知の事實である。然し彌陀を中心とする當代天台淨土教の信仰より見て、此の擬定に一顧の價値もないことは、容易く首肯し得るにしても、尙且つ此の五十二體の樂天、供養菩薩等は果して何を意味するものか。若しまた天喜當時の數が、現在以下であつたとすれば、たとひ本尊が來迎の彌陀でないとしても、或は當代淨土信仰と共に最も考へ易い二十五菩薩でもあつたのか。若しまた此最後の想定が可能であるとすれば、我々は轉じて是等の遺品の樣式的分類に應じて、現在五十二體

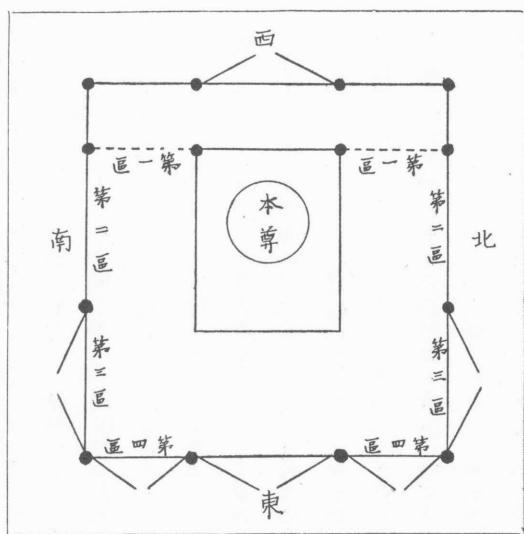
の排列に就いても考へ及ばなければならぬ。

即ち現在五十二體の排列は、一たび本寺に詣して堂内四壁に是等の懸佛を仰いだものは、誰人にも何等の統一なき雜然たる多數の排列を觀取し得ようが、それがあらぬか、傳ふる所に據れば、是等の佛體は往時多年に亘つて一たび取り下されて、後再び堂内に復歸されたものと云はれる。甚だしきは此の一部分が曾て市場にすら現はれて、賈人射利の的となつたと稱されて居る。それも亦在り得べき事實であるが、それ丈け近代の復歸は必ずしも個々の佛體が、供養當時のまゝの位置に復原された事を意味するもので無い。斯くして曾て二三の史家に依つて是等の統一ある排列を企圖して、個々の佛體の位置の復原をも考慮されたことがあると耳にするが、若し自分の上記の疑念の如く、若し此の數量が現在以下に下るとすれば、こゝに當然其の他の佛體が、曾て何の時か他の寺堂の遺品の、こゝに合流したものでないかを疑はなければならぬと共に、また一面に曾て何の時かに補刻したかの事實をも想定しなければならぬ。若しまた此の數量が半數にも満たない數に下つて、最も考へ易い二十五菩薩に近づくとしても、先づ作品の樣式的分類を前提とせざるを得ない結果となる。のみならず疑念の濃度を益々深めたものは、現在の如く是等の大多數が塗壁の面にまで釘を打つて、是れを懸け並べると云ふ不安定な、寧ろ無神經な施設が、果して當初より試みられたかの點により多く係ることとなつた。疑念はそれ自體に發展するのである。謂ふ所の『當初』が天喜であると否とは、自ら別個の問題として調査の結果を待たなければならぬ。

是等の細説に就いては何れ後に譲ることとするが、如上の考察は爾來益々自らをして、是等の群像の個々の調査研究の必要を感じしめたのであつたが、此の自分一個の疑念とは全く別個に、圖らずも美術研究所に於て、是等の群像の調査撮影が計畫された。目指す所は此の唯一の遺物が、在來少數の寫眞の公にされて居るに過ぎないのを補うて、後人の研究に資するにあつたが、又同時に調査の結果を遍く學界に報告せんが爲めでもあつた。幸にして此の調査に選ば

れた自分は其の結果の如何は兎もあれ、此の機會にこそ年來の疑雲を一掃せんことを期して、昭和八年も最後の旬日に近い一週日を鳳凰堂畔に費した。行を共にするもの脇本十九郎、下村英時、寫眞部員中根勝の三君。殊更に雨雪の多い時に際會した上に、洛南數里とは云へ、山に近い河沿ひの地は、早い日足と共に、身を切るばかりの寒さに、我々をして只管に調査の不利を喟たしめたが、幸にも諸君の協力を得て、全像五十二軀の撮影と調査とを了した。こゝに得た結果は何れ遠からず、總像五十二軀の懸佛の影本と共に、調査報告の一本が、我が研究所に依つて出版されることゝ思ふが、今先づ自分は本誌上に其の一般を概記して、自分の負ふて居る責任の一半を果すことゝしたい。たゞそれについても特記しなければならぬことは、此の一篇の結論に於てこそ一家の見解として、自分は其の責任を負ふものであるが、調査に關しては當時の僚友脇本十九郎君に負ふ所の多大なるを感謝することである。

前、既に此の地に相當な規模の佛殿、恐らく夫れは當時の貴顯紳の殿邸に、それぐの持佛堂を有して居たことから、また持佛堂があつたと推定される。随つて賴通が晩年此の別業を捨てゝ寺としたと云ふのは、創めて金堂をこゝに建立し、當代台密の寺觀の基礎を定めたことであつたであらう。其の後天喜元年に阿彌陀堂を落成供養し^{扶桑略記其他}てより、平安末期に亘つて多數の堂塔を建立し、寺觀漸く盛なるを致した。爾來星霜九百年、此の間早く鎌倉中葉に入つて藤氏權勢の衰退に従ひ、寺運亦漸く衰ふると共に鬪争兵亂幾度か寺門を擾亂し



諸堂概ね荒廢に歸して、
今僅に天喜供養の阿彌陀堂、即ち謂ふ所の鳳凰堂、
鳳凰堂に盛代の餘光を留むるに過ぎない。

抑、鳳凰堂は洛南宇治平等院の多數の堂塔の一が、幸にも今に遺つた一堂であることは今更めて説く必要も無い。而して平等院は花鳥餘情に云ふ所に據るを、元、源融の別業、陽成、宇多、朱雀の諸帝相繼いで領し給ひ、是れを宇治の院と稱したが、後、源雅信を經て長徳に至つて藤原道長の領有に歸し、子頼通に及んで、永承七年改めて是れを寺と爲し、甫めて平等院と號し、爾後永く藤氏長者の世襲する所となつたと稱する。此の傳説は概ね別項平等院關係史料によつても、是れを證する事が出来ると共に、御堂關白記は道長が屢々此の地に難遊を試みたことをも錄して居る所で、今是れを多く疑ふ必要が無い。たゞ源氏物語に『故朱雀院の御領にて宇治の院といひし所はこのわたりならんと思ひ出でゝ云々』と云ひ、また本朝麗藻所收、儀同三司の詩に『宇治院臺榭已毀只有點田』と註するのを見ると、或は現在の平等院の地域、若し一步を進めるなら、創建當時の夫れが、直に宇治院の舊趾であつたと云ふことは寧ろ疑はれると共に、治安三年八月道長がこゝに八講を修した小右記事實は、平等院創建以

ものであるから、今煩を避けて省略に従ふこととする。同時に鳳凰堂の建築手法に就いても、稍本題を逸するが爲めに敘述を避けるが、若し誰人か一たび此の堂内に歩を印して、今こそは近代の惡修理に禍されて、目に厳しい燐然たる金色に包まれて居るが、堂と共に東面して、堂前心字池の彼方、宇治の翠巒に對して、久遠の定印に住する天喜當時の彌陀の巨像を跪拜し、轉じて内部四壁に目を移すものは、必ずやこゝに本尊の左壁右壁と前壁後壁とに亘つて、高く懸け列ねられた様々の姿相の佛菩薩の、何れも飛雲に御した小像群を仰ぐ

如上の平等院の消長に關する細説は一面に此の懸佛を考へる上に重要な資料を提供するものではあるが、別稿最も直接に是れを語る『平等院關係史料』は

であらう。是れこそ即ちこゝに云ふ一群の雲中供養佛、曾て福井教授に依つて飛天群像と名づけられたものである。是れを飛天と名づくべきか、或はまた雲中供養佛と呼ぶべきかは、此の作に即する限りに於て重要な問題では無い。自

分は本文標題に於て、假りに國寶指定の名に依つて後者に従つたが、本論中に於ては最も簡単に是れを一群の懸佛として、其の調査の結果の記述を進めたいと思ふ。

XVI XVIII XX XXII XXIV XXVI
XVII XIX XXI XXIII VII

壁隅北東内の北 圖景全佛懸 圖二第

既に説いた如く是れ等の懸佛は、堂内四壁に高く、長押上に、柱と其の柱頭に架した頭貫とに圍まれた四區の小壁面に懸けられて居る。現在は此の長押と頭貫との中間に、飛貫^{挿圖第二}に見るが如く、小壁の中間、別に横様に貫を渡して、技術上、何と名づくべきかを知らぬ。或は飛貫と呼ぶべきかと云。を架して居るが、是れは關野貞氏の説を襲うて、姑く此の名を以て呼ぶこととする。を架して居るが、是れは何の時かの堂内修理に際して、補構せるものとする事が建築上の定説となつて居る。恐らく此の飛貫の面に、現在見るが如く濃彩を賦つて雲形を繪いた事を、延寶の修理ならんと推定し、飛貫其のものを或は當時の補構かと想像するが如くである。而して是等の懸佛は總數五十二軀を算し、是れを南北各二十六軀に分つが、其の區分は本尊を中心として東西の一線を畫し、是れより北或は南によつて佛體鉤懸の南北を分つ。北は佛後壁即ち堂内西壁の北隅第一區の小壁に初まり、北壁第二第三區に亘り、東壁北端の第四區に轉じ、又南は同じく佛後壁南隅の第一區に起り、南壁第二第三區を連ねて、東壁南端の小壁第四區に終る。即ち何れも丈六の巨像を中心にはれを周匝して、其の佛徳を敬禮供養する様を具する。而して是等は何れも、挿圖第一より五に至る懸佛全景圖に概觀し得るが如く、或は菩薩形の、天衣も軽く立つて舞ふもの、奇古の樂器を手に天樂を奏するもの、或は僧形の、彌陀に對して靜に合掌祈念するもの等凡有ゆる姿相の變化を盡すが、何れも飛雲に乗じて中空に示現する様である。

去る明治三十七年、是等一連の群像は、本尊と共に國寶指定を受けたが、此の指定數は現在五十二軀に一軀を缺いて五十一軀に止まる。其の理由は此の指定後に至つて一軀を堂外より發見し、類品としてこゝに鉤懸したことによる。云はれるが、同時にまたそれが近時の補作に係るもので、而もともすれば惡意の介在をすら想像され易い明治の補作とも思はれるが爲に、今日に及んだもの

起點として、概ね番號の序次を追ふて佛前壁に終つて居るが、何に由來するか、多少の錯列がある。上掲懸佛全景圖の下の數字は、即ち佛體鉤懸の上下に應じて、此の番號を示すものである。而して是等の各像に關する特種事項の記述に就いては、何れ次號に懸佛法量表を掲げ、是れが備考欄に附載しようと思ふから、今は暫くそれに譲つて、概括的な記述を試みることとする。

第三圖 上同 壁隅西北内の北 XIV XV XIII XII XI X VIII XXV VI IV III V II I

であらう。而して此の指定に際し、是等の佛體に北は第一號より第二十六號に及び、南は同じく第一號より第二十五號に至る番號を附して後の混亂を防ぐが、指定以外の一軀は番外として南の最後に位置する。而して現在の配列は佛後を

是等諸像の彫刻的手法に就いて概記すると、其の大さは總高に於て最大なるは北十號の九〇・四纏、最小なるは北五號の四四・五纏、また雲張の左右に於ては最大なるは南二十四號の一〇四・五纏、最小なるは北二十二號の三三・五纏を算し、大約二尺左右を出でない小像であるだけ、是れを刻出するに、何れも檜の一木を以てし、頭頂より飛雲にまで及ぶ。雙手に就いては現在當初のまゝを完全に傳へて居るもの無く、殆んど全部後補或は大なる修理の跡を殘して居るものであるから、明に斷定することは困難であるが、腕までは少くとも一木に彫成されたものがある。隨つて雲の左或は右に突出した尾部は、自ら横材を以て彫出する結果となつて、爲めに是等の部分の折損を來たすものが多かつたのか、一も完全に保存されたものを見ない。唯一體南十六號の雲の、縱材を以て刻出されたものがある。而して是等佛菩薩の姿相は座形の外に小數の立像を交へ、また體勢に於て正位側位を混するが、また珍らしくも頭を轉じて側方を向き乍らも、體の背面を見せて立つて舞ふものもある。何れも飛雲の上に御すること五十二軀とも一同であるが、尙或ものは雲上に蓮座を彫出する。殊に興味のあるのは全像彫出の制式で或るものは全く通途の丸彫の技法を追ふものがあると共に、或るものは背面の全部又は一部を扁平に切り去るものと、像全體を宛ら板彫風に刻出して正位の坐形にも膝の出を省略したものがある。挿圖第六、七参照

然して如上の背面の全部を扁平に切斷した小數の像は別として、大多數の佛身は大小精粗の差こそあれ、何れも内削を施して、懸佛としての重量の輕減を計ると共に、保存の完好を期する用意を加へる。それは板彫風に彫成された北五號、十九號、南九號、十二號、十三號の如きも同様で、殊に此の南十二號の

如く極めて精妙な内割の施工を想像せしめるものゝあることは既記の如くである。唯其の手法は極めて巧で、果して如何にして内割を施したかを知ることは困難な程で、側面より縦断して適當に工を施し、是れを矧ぎ合せたものと想像

XIII XI X VIII VI IV III II I
XIV XII IX VII V

壁隅南西内の南 圖景全佛懸 圖四第

され乍らも、一も其の痕跡を残して居ない。たゞ南十一號のみは佛身背面中央部に堅に扁平な別材を矧ぎ附けた跡がある。此の手法は當然内割の爲めに施されたものであらうが、唯此の一體を外にして全く此の手法を發見し得なかつた。尙各佛體に於ける内割の精粗大小の差違は自ら各像の作風に關聯するが爲めに何れ後に再説することにするが、然し是等の内割法は何れも佛身に施すに止まつて、飛雲には及び得ないが爲めに、是れに代る別の手法を採用する。即ち其れは是等の總像中多數の例を見る如く、背面腰部以上は通途の丸彫風の刻出を試みながらも、以下を扁平に切斷するもので、是れは一面に鈎懸に際しての、壁面に對する熱合を期する爲めでもあらうが、尙一面に内割に困難な部分に、是れに代る手段でもあつたであらう。是れと共に雲の前面への凸出部に、裏面より深く刀を加へて刻る小數の手法をも注意される。

此の背面を扁平に截り下げる手法に就いては上記の如く、内割法に代る役目と壁面への熱合とを果して居るが、尙別に是等の佛像が高く楣間に鈎懸される目的から、仰視に應はしく、多少前方に伏し加減に鈎懸されるにも役立つて居る。即ち像の正中線に對して、或る角度を以て切り下された像背面の下部が、鈎懸に際して、垂直の壁面に熱合することは、自ら上體を前方に傾ける結果となるものであるが、是を外にして此の用意は是等多數の佛體の、何れもに多少とも此の企畫を試みて居るのを見る。例へば正位の坐形像に於て、特に板彫風の刻出法を採つて、頭部を丸彫に刻みながら、膝の出を極端に省略したのも其れである。而して全像丸彫風な刻法を採つて居る立像に、蓮座を前方に傾けて刻出したのも亦是の用意に外ならぬ。

次に壁面に是れを鈎懸する方法は挿圖第七の僧形像側面圖に依つて略是れを見得る如く、佛身の背面に像の大小に應じて一個或は二個の壺を裝置し、壁面に打つた折れ釘に鈎懸する方法をとるが、此の壺座を佛體内部に於てどうして取り付けて居るかは明かでない。是等の諸像が供養以來數百年の星霜を閱して、何れも痛ましい敗殘の姿を今に留めて居るに拘らず、不思議にも此の壺座の移

動した跡痕を見ることは殆んど無い。是れに次いで尙輪光の取付け法があるが、是れは挿圖第八、左上隅に見る如く、一般彫像に於ける通途の手法を追ふものとして多く云ふを須ひないであらう。

XXV XXII XX XVIII XVI
XXVI XXIV XXIII XXI XIX XVII XV
壁隅東南内の南 上同 圖五 第

是等の諸像は今日殆んど其の外觀を剝落し盡して、供養當時の莊嚴の果して如何なりしかは全く是れを窺知するに困難である。たゞ多數の像の何れかの部分に漆地の殘存を見ることゝ、其の上四五の像に微に金箔を見る事とは、恐らく是等の多數が漆箔像であつたと思はれる。然し北第二十五號の一體、左膝部内側に、漆地の上に龜甲形截金文を微に殘存することゝ、尙左膝頭、右足部の裙端等に金箔を残し、而も面部には明かに漆地を見ながら、圖版第十一によつて見られる様に、右足膝頭部の裙に厚き粉彩色の層と唐草文と見ることは、此の種の像に漆箔と彩色とを並用したかに想像される。其の上また不思議なのは、たゞへば此の菩薩像を熟視するに、粉地の上に漆地を布いた部分の多いにも拘らず、漆地の上にまた粉地を残して居ると思はれる部分があつて、此の漆地と粉地との關係に至つては熟視尙是れを明かに判断する事は出來なかつた。此の種の不明は本像一體に止まらず、他にも多數の例を見たが、或は年所の久しき間に、何の時か粉彩色を加へたことがあつたかにも想像される。北第五號に帶褐色黒漆上に彩痕を見るのも亦それである。それにしても上記北第二十五號の右膝部の厚き粉彩色の層の下には、一も漆地の殘存を見なかつたこと、及び此の唐草文が思ひの外輕軟な筆の跡を残して多くの年所を経た後の補彩で無いことを明に判定し得る。是等の點に就いてはどうしても最後に判断に苦しむ點を残すが、是れと共に南第十二號の僧形像の左肩部、膝部等の衲衣の漆地の上に、明に截金文一参照の殘存を見た事は、乾燥無味な調査に從事した我々にとつて一つの最も喜ばしい事實であつた。不幸にして截金文の明瞭な殘存は此の一二體を外にして、是れを求めるることは出來なかつたが、是れに代るものには南十八號菩薩形舞姿像の裙に、殆んど全面に亘つて暗く燻染した彩層の間に、厚き綠青に交つて、朱の丸文を仄に見出でたことであつた。

尙この外に文彩を見るものゝ中には持物の太鼓、羯鼓等の胴に重鬱な筆觸と色彩との文様を残すものがあるが、是等が何れもそれゝの持物そのものと共に、後世の補作に過ぎないが爲に、こゝには夫れ等に就いて言及することを避

ける。而して此の後世の補作補刻等に關しては、是等の諸像の様式と共に考ふべき點が多いから、尙後述を期するが、こゝに此の剥脱折損痛ましきばかりの諸像の間に、寧ろそれあるが爲めに、幸にも二三の墨書銘を發見し得たことは、時ならぬ喜びであつた。

此の墨書銘の一は北第十九號の僧形坐像の背面上部に、横に『花嚴』の二字を墨書した一體（拵圖第7及8）、南第四號の菩薩形坐像の背面肩部に『金剛薩』の三字を墨書した一體及び南第二十號の舞姿像の足部背面に『満月』と讀まるゝ一體を發見したことで、此の三體を外にしては

第六圖

雲中供養佛

北第二十五號側面

遂に一字一行の墨記も見ることが出來なかつた。正直に云ふと當時是等の調査に従ふた我々は、既に此の諸像が少くとも五十餘軀の多數を算するものであるだけ、何れかの一體の影にでも、作者か年紀かを想像せしめるばかりの墨書銘を發見しさうに思はれた。夫れが必ずしも有り得ざる事實でないと云ふよりも、寧ろ當然あるべきを空想して、高い長押上から次を追ふて取り下す毎に、多年に堆積した佛身上の塵埃を、心行くまで清めながら、何がしかの墨記を見出でんことを神かけて祈つたが、不幸にして遂に是れを外に、一も發見するに至らなかつた。而して偶々發見し得たものは北第十六號の菩薩形坐像の持物、琵琶の裏面に『明治三十九年大修繕新補』の十一字の細書。讀まるゝ如く明治末年に行はれた修理に際しての銘記に過ぎなかつ

た。自分は尙こゝに上記三體の墨書銘に關して、其の書體及び意義に就いても觸れなければならぬが、今は是れをも後述に譲つて、先づ諸像の保存状態及び補修の現状に就いて述べよう。

是等の諸佛が果して天喜元年の阿彌陀堂落慶に際して、等しく供養されたものか、或はまた時後れて何の時かに造顯されたか、自分は今まだ其の年代推定の問題に觸れることを避けるが、そは何れともあれ、少くとも幾世紀かの間、

平等院乃至鳳凰堂の
隆替に伴うて、此の

諸像亦何れも風蝕雨打の多年を経たゞ

け、今痛ましくも敗殘の姿を留めて居ることは既に說いた。

幸にして明治末年の大修理が是等にも及んで、高く楣間に仰觀する時にこそ、諸像は一見それゞの

態を得たる様にもあれ、近く凝視する時、それは啻に漆箔五彩の剥脱にのみ止まらず、缺失折損乃至補修の跡の隨處に發見するに驚かざるを得ざるばかりである。たとへば既記の一本彫成の木取りが、却つて雲の尾部を悉く折損せしめたのもそれであるが、然し是等の如きも若し現在の如く、何の時の修理に成るか、鈍重醜陋見るに堪えぬ修補さへ無かつたら、寧ろ言ふに足らぬ瑣末事に過ぎなかつたかも知れぬ。

是れと原因を同じくすると思はれるものに佛手がある。此の諸像に見る兩手

は、たとへば三四の舞姿に於ける如く、雙手を高く左右に伸張するものなど、無論是れを一本に彫成することの困難なるは云ふまでもないが、其の他の諸像に於ては、其の木理の關係より見て、少くとも兩脇に至る部分までは、是れを一本に刻出したものと見らるものは非常に多い。其れだけ兩手の折損は思ひの外に甚だしく、今日原初の兩手を完全に保存して居るものとは一體も無いと云ふも過言では無い。尙各像に於ける兩手の折損に就いては、次號に附載する法量表に是れを併記する

第七圖 雲中供養佛 北第十九號側面

から、今是れが重複を避

けるが、此の折損も亦後世の醜惡な技法によつて修理補刻されて居る事は北第二十六號の菩薩形像の世にも醜い右手によつても知ることが出来る。

それよりも惜しむべきは諸像の天衣であらう。例へば特殊な持物を持たない舞姿の諸像にあつては、止むを得ない要求か

ら、悉く是れを補刻して兎にも角にも其の態を整備することが試みられたが、其の他多數の菩薩形像には、遂に其の補修すら試み難い程に缺失折損が甚だしかつたのであらう。是等の諸像には殆んど全部と云ふも可なる程、其の雙脇に天衣の一端を残して居るか、そうでなくとも現在是れを削去した跡を残してゐるもので、尙佛身の何處かの部分に他の一端の折損部を残すもの亦少くはない。而して若し誰人か、珍らしくも北第十七號の左肩を周る天衣の一部に流麗な最初の施設を窺ふて、上記の折損に想ひ及ぶなら、恐らくは現時の菩薩像のうら

淋しげな姿に悲しまざるを得ないであらう。とは云へ、今日に於ては自分と雖も素より原初の施設の如何なりしかは想察する由も無きもの、たゞ本堂内四壁に繪かれた諸菩薩、所謂爲成が一日に繪き上げたと傳説に稱する壁畫中のそれ、思ひを馳せて在りし日の偉客を忍ぶ外はない。

圖らすも自分はこゝに堂内壁畫に言及した。今自分は是等の懸佛の持物に就いて書き記さなければならぬ。

自分は以上に於て兩手、天衣乃至飛雲等の缺失折損に就いて書いたが、たとひ是が何等かの原因に於て折損し易い理由があるにしても、尙一木彫成の一部か、さなくとも佛身に緊密な施設を有すべきものである。是れに反して多くは佛身に遊離して刻出された持物が、一も當初のものを遺して居ないのも寧ろ當然過ぎる

事實である。恐らくそれ等の中には、早く既に幾世紀かの前に缺失したものも多いであらうが、抑、現在の持物は果して何の時に補作されたものであらうか。たとへば南第二十二號、北第二十四號等の太鼓、羯鼓の脣部に畫かれた重鬱な彩繪を見ると、既記の本堂内四壁の飛貫に畫かれた雲形に、多くの共通點を有するより、恐らくそれが畫かれたと想像され易い、延寶頃の修理に際して、同じく補作されたものでないかと思はれるが、其の他多數の持物に至つては、其の木質より見るも遙に時の下るを想像せしめるもので、多分上記琵琶の裏面

くも思ひ付かれたれど、したり顔の當事者のさまも思ひ出でられる。

是等を外にして尙細部の缺失折損修理等の非常に多いことは素より云ふまでもなく、一々に是れを擧ぐることは餘りに煩に過ぎる。また輪光の如きも銅板を切るに鑽を以てしたものと、剪刀を以て切り出したものと、明に二大別を識別し得る。而して鑽を以てしたものは、當然他に比して古い様式であらうと思はれるが、最も離脱し易いものであるだけ、是れが後世補作の佛身と推定されるものに混錯せると、また他方には多數の佛頭中、また明治其の他の補作と見るべきものも多い。是れ等は何れも此の總像の様式に關聯する點が多いから、一括して是れを次號に譲ることとする。

追記

本稿校正に當つて、第九頁下段南第二十二號の太鼓に就いて追記する。この太鼓は現在佛身より遊離して、全く別の飛雲の上に置かれて居るが、此の佛身の膝下、飛雲の上に、一個の枘穴を彫り込み、尙是れを中心として大きく、佛體足部、飛雲等を割り込んだ處を見ると、恐らく、元、是れは太鼓のみを枘差しに取付けたものであらう。其れに應じて考へられるのは、若し是れを佛身に取付けたとすれば、現在の左手、即ち腕を右に屈して撥を把つて、胸前に擬して居る手先は、當然太鼓と佛身との中間に介在する事となるから、現在の兩手先の位置が、必ずしも原初の位置を傳へて居るかは疑はしい。斯く兩手の位置に就いては他の多數像に於ても同様で、兩全手の後の補刻に成るものゝ如き、或は原初の位置と、甚だしくそれを異なるものが多いと考へなければならぬ。

の墨記に見る如く、明治末年の修理によつて新補されたものであらう。それにしても是等の樂天の持てるさまゝの奇古の樂器は、果して何の據る所あつて作られたか。是れこそ何れも皆堂内四壁の九品往生圖中の樂菩薩の持物、いし

藏院等平都京

號十第北同

號十第南佛養供中雲

雲中供養佛南第十二號

同

南第七號

京都平等院藏

分部 號二十第南 同

分部 號五十二第北佛養供中雲